

杉田ゴルフ場 ICカード約款

第1条（約款の趣旨）

当社は、杉田ICをこの約款にしたがって取扱うものとし、杉田ICカードの所有者（以下「お客さま」といいます）は、この約款によりお取引をしていただきます。

第2条（杉田ICカードの所有権）

杉田ICカードの所有権は杉田ゴルフ場（以下は当社といいます）に帰属します。カード発行の際はデポジット（カード保証料）として500円（1枚につき）をお預かりします。

第3条（杉田ICカード利用方法について）

- ① ICカードは、当社が指定した商品等の代金のお支払いにご利用いただきます。
- ② ICカードをご利用の際はあらかじめ利用料金をICカードへご入金（チャージ）いただき、ご入金は自動入金機（ATM）にて行っていただきます。ただし、クレジットカード等は入金機でのご利用ができませんので、フロントにて承ります。
- ③ 自動入金機（ATM）による1回あたりの入金金額は25,000円までとなります。ただし、ICカードへの入金上限金額は50,000円までとなります。
- ④ 杉田ICカードは、当社規定のカードリーダーにより、当社の定めた方法でご利用できます。

第4条（杉田ICカードが利用できない場合）

- ① 杉田ICカードが偽造または変造されたものであるとき。
- ② お客さまが杉田ICカードを違法に取得したとき、または違法に取得された杉田ICカードであることを知りながら、もしくは知ることの出来る状況で取得したとき。
- ③ 杉田ICカードの破損、カードリーダーの破損、停電等によりご利用可能残高を読み取ることができないときは、杉田ICカードはご利用いただけませんので、ご了承ください。

本会員証（ICカード）にて、**当ゴルフ場機器等での最終ご利用日から1年間ご利用が無い場合は、チャージ金はすべて失効します。**また、デポジット（500円）は、カードを当ゴルフ場に返却いただいた場合のみ返却するものとし、カード失効からさらに1年間、カードを添えてデポジットの返却請求をされなかった場合は、請求権を放棄したものとして取扱います。

第5条（杉田ICカードを再交付する場合）

- ① 杉田ICカードのご利用可能残高の読取りができず、またはその記録に異常があった場合には、お客さまは、当社が定める方法でそのICカードを提出し、杉田ICカードの再交付を受けることができます。
- ② 前項の取扱いに際し、杉田ICカードのご利用可能残高は、電磁記録、センター保存の記録等を総合して推計します。
- ③ 杉田ICカードを再発行する場合は、デポジット料金500円いただきます。

第6条（杉田ICカードを再交付しない場合）

- ① ご利用可能残高の読取りが不明で、残高の推計もできない場合には、杉田ICカードの再交付を受けることは出来ませんので、ご了承ください。

第7条（換金の原則禁止）

- ① 杉田ICカードは、現金との引き換えはできません。
- ② お客さまの事情によらず、杉田ICカードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項（第7条①）の定めにかかわらず、お客さまは、当社が定める方法で杉田ICカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高からプレミアム（券面記載のご利用可能残高と発行価値との差額）相当分を控除した金額の払戻しを受けることができます。
- ③ お客さまの事情により杉田ICカードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項（第7条①）の定めにかかわらず、お客さまは、当社が定める方法で杉田ICカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高からプレミアムおよび当社が定める手数料（500円）を控除した金額の払戻しを受けることができます。

第8条（取扱いの変更）

杉田ICカードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は、一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

附則

2007年1月12日制定・施行

2009年2月1日改訂